

南阿蘇村公立保育所のあり方

【第2回検討委員会】

2022年9月21日

子育て支援課

令和3年度 村外の保育施設利用に係る負担額

【保育所広域入所、2・3号利用】

単位:円

番号	保育所名	自治体	利用者数	委託料
1	高森幼稚園	高森町	6	6,773,550
2	阿蘇中央幼稚園	阿蘇市	1	813,420
3	赤水保育園	阿蘇市	1	270,120
4	うぶやま保育園	産山村	1	270,120
計			9	8,127,210 ①

【幼稚園等利用、1号利用】

単位:円

番号	保育所名	自治体	利用者数	負担金
1	高森幼稚園	高森町	10	13,359,490
2	阿蘇中央幼稚園	阿蘇市	1	1,150,630
3	大津音楽幼稚園	大津町	3	2,140,819
4	帯山幼稚園	熊本市	2	1,193,572
計			16	17,844,511 ②

●村外の保育施設利用に係る負担額 ①+② 25,971,721 ③

●③のうち国・県補助金 22,991,178

【村外の保育施設を利用している理由】

●保育所広域入所、2・3号利用の場合

- ・勤務地に保育施設があるから
- ・祖父母の居住地の保育施設だから

●幼稚園等利用、1号利用の場合

- ・保育の要件を満たしていない
- ・幼稚園教育を受けさせい

【運営費に係る財源内訳】

単位:千円

区分	平成15年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運営費	287,801	318,346	379,704	377,019
交付税概算	0	132,508	230,444	223,036
国・県補助金等	170,882	37,018	16,424	21,308
一般財源	116,919	148,820	132,836	132,675

※保育所運営費に係る特定財源(国及び県の補助金)が、平成16年度の制度改正により一般財源化(地方交付税措置)された。

※令和元年度から令和2年度にかけて、地方交付税が大幅に増額しているのは令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」の影響及び交付税措置単価の見直しによるもの。

【施設の状況】

保育園名	定員(人)	構造	床面積(m ²)	建築年
はくすい保育園	120	RC造平屋建	1,140.76	平成3年(31年)
くぎの保育園	80	RC造平屋建	729.56	昭和62(35年)
ちょうよう保育園	130	木造平屋建	1,846.16	平成27年(7年)

※公立3園の中で、はくすい保育園とくぎの保育園が建築30年以上経過しており、老朽化による改修費が増加傾向にある。

【最近の施設改修費】

単位:千円

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
はくすい保育園	5,719	15,045	6,727	27,491
くぎの保育園	15,267	9,408	4,945	29,620
ちょうよう保育園	100	9,041	496	9,637
計	21,086	33,494	12,168	66,748

※令和元年度くぎの保育園改修費の主なものは、屋外遊具更新、調理機器改修によるもの。

※令和2年度はくすい保育園改修費の主なものは、空調設備改修によるもの。

※令和2年度ちょうよう保育園改修費の主なものは、受水槽設置によるもの。

【施設整備費用】

保育園名	定員(人)	構造	床面積(m ²)	建築年
はくすい保育園	120	RC造平屋建	1,200.00	420,000,000
くぎの保育園	80	RC造平屋建	800.00	280,000,000
			計	700,000,000

※床面積は、現在と同規模とする。

※概算整備費用は、令和5年度国交省営繕単価を参考に、350,000円/m²を採用

【保育所運営費の国・県・村の負担割合】(平成16年度法改正)

○公立保育所

改正前

国	1/2
県	1/4
村	1/4

改正後

村 10/10 地方交付税措置

○私立保育所

改正前

国	1/2
県	1/4
村	1/4

改正後

国 1/2
県 1/4
村 1/4

【保育所施設整備費の国・県・村の負担割合】(平成17年度法改正)

○公立保育所

改正前

国	1/2
県	1/4
村	1/4

改正後

村 10/10 地方交付税措置

○私立保育所

改正前

国	1/2
県	1/4
村	1/4

改正後

国 1/2
県 1/4
事業者 1/4

【保育士数の推移】

基準日	白水				久木野				長陽				計			
	園児数	正規	非正規	計	園児数	正規	非正規	計	園児数	正規	非正規	計	園児数	正規	非正規	合計
H31.4.1	109	7	12	19	66	7	6	13	91	8	11	19	266	22	29	51
R2.4.1	98	7	15	22	69	7	10	17	84	8	12	20	251	22	37	59
R3.4.1	92	7	19	26	58	7	10	17	89	8	20	28	239	22	49	71
R4.4.1	91	6	18	24	65	7	11	18	87	9	17	26	243	22	46	68

※正規職員は、令和元年度以降の採用を行っておりません。

※非正規職員は、会計年度任用職員制度が令和2年度からスタートし、基本週4日のパートタイム勤務で運用したが、フルタイムに比べ職員は多く必要となり、結果増加することになった。

※このため、職員配置の適正化を図ることとし、令和3年度から現在3年計画で見直しを進めている。

民営化のメリット・デメリット

区 分	利用者(保護者)	行政(村)
メリット	<p>○保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育・休日(日曜日)保育、延長保育の拡大などの実施が期待できる。 ・共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの増加に対し、オリジナリティのある保育が増え柔軟に対応できる ・保護者の選択肢が増える ・民間のノウハウ(先駆的な取組)が期待できる。 ・園舎の設備投資が期待できる。 ・公立に比べ正規職員の割合が多くなる傾向がある。 ・保育士の異動が少ない。 	<p>○財政的な効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園の運営費の効率化により生まれた財源を他の子育て支援に関する事業に充てられる。 ・今後老朽化する施設(保育園)への対応の負担が将来的に軽減できる。 ・民営化された園の保育士を他の公立園に配置することにより、保育士不足が解消される。
デメリット	<p>○環境の変化による子どもへの負担と保護者の不安</p> <p>○ひとり親家庭等困難を抱える家庭や特別な支援が必要な児童に対する受け入れ体制の不安</p> <p>○過剰な保育サービスへの懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもにとって」という観点からすると、必ずしも良い保育と一概に言えない。 ・表面的な満足度を上げることが、よい保育とは言えない。 <p>○契約者の方針により、保育内容や方法に違いがある。</p> <p>○行政や地域との関係性の希薄化</p> <p>○村による関与が難しくなる</p>	<p>○保育園の継続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間は営利次第で、突然経営をやめることがある。 <p>○保育の質の低下の不安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営的観点から効率性や営利主義に進展する恐れがある。 <p>○少子化による撤退のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ継続的な保育の保証があると云えない。 <p>○長期的な視点における人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与等処遇からベテラン保育士が不足する恐れがある。